

武蔵村山市第二次障害者計画

(原 案)

平成23年度～平成26年度

平成23年3月

武 蔵 村 山 市

目 次

第1章 計画の基本的事項

第1節	計画策定の背景と趣旨	3
第2節	計画の性格と位置付け	4
第3節	計画の期間	5
第4節	市民の意向の反映	6

第2章 障害のある人の現状等

第1節	障害のある人の現状と課題のまとめ	9
第2節	障害のある人を取り巻く現状と課題のまとめ	18

第3章 計画の基本的な考え方

第1節	計画の基本理念	23
第2節	計画の基本視点	25
第3節	計画の基本目標と展開	26
1	計画の基本目標	26
2	計画の展開	27

第4章 基本計画

第1節	障害のある人が安心して暮らせるまちづくり	31
1	相談体制の充実	31
2	生活環境の整備	33
3	権利擁護体制の確立	34
4	障害福祉サービスの充実	36
5	福祉と連携した保健・医療サービスの提供	41
6	経済的支援の実施	42
7	コミュニケーションサービスの実施	43
8	障害児教育の充実	45
第2節	障害のある人がいきいきと参加しているまちづくり	46
1	就労の支援、促進	46
2	社会参加、交流の促進	47
第3節	支え合い、共に生きるまちづくり	48
1	障害への理解と交流	48

2 サービス提供拠点の充実	50
---------------	----

第5章 計画の推進と進行管理

第1節 計画推進の体制	53
第2節 計画の進行管理	55

第6章 付 属 資 料

第1節 用語の説明（50音順）	59
第2節 武蔵村山市地域福祉計画等策定懇談会	62
第3節 武蔵村山市地域福祉計画等策定委員会	65
第4節 計画策定までの経過	68

第 1 章 計画の基本的事項

第 1 節 計画策定の背景と趣旨

障害のある人を取り巻く環境についてしてみると、平成 12 年度から「介護保険制度」が実施され、平成 14 年度から精神保健福祉事務が東京都から市町村に移管され、平成 15 年度からは社会福祉基礎構造改革の一環としてそれまでの「措置制度」に代えて「障害者支援費制度」が始まるという大きな制度改革が行われてきました。また、平成 16 年 6 月には、障害のある人への差別の禁止の明記などを主な内容とする障害者基本法の改正が実施され、同年 12 月には「発達障害者支援法」が成立しています。

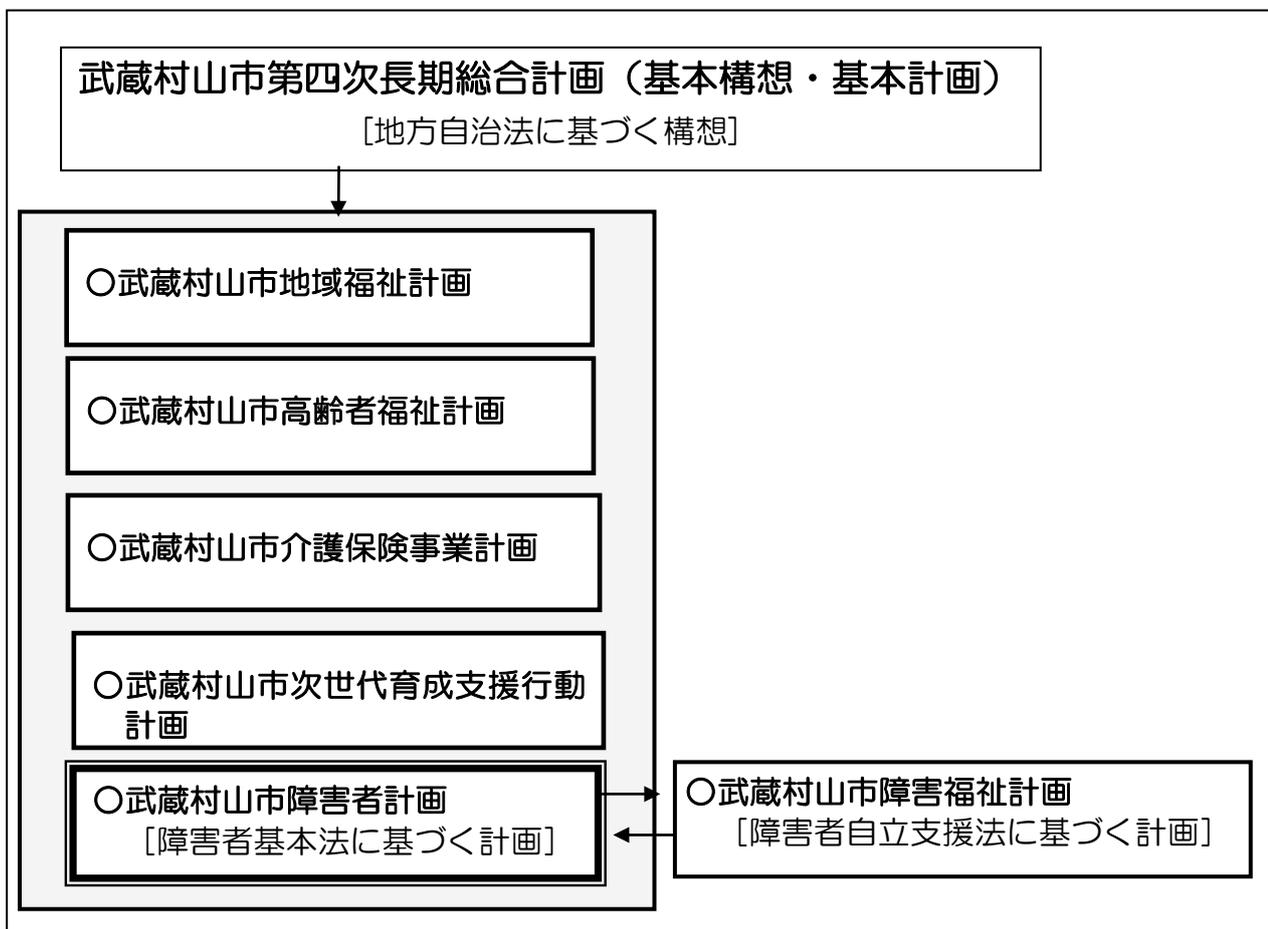
そうした流れも踏まえ、本市においても、『武蔵村山市地域福祉計画』に内包される形で『武蔵村山市障害者福祉計画』を平成 18 年 3 月に策定し、障害者施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

そのような中、平成 18 年度からは、制度の安定的な運営の確保、障害種別（身体、知的、精神障害）ごとに提供されていたサービス体制の 3 障害一元化を目指して「障害者自立支援法」に基づくサービス体系に移行するという制度改革が再び行われ、同法に定める「市町村障害福祉計画」として、本市では『武蔵村山市第 1 期障害福祉計画』及びその後継となる『武蔵村山市第 2 期障害福祉計画』を策定しました。

計画期間が 5 年間となっている上記『武蔵村山市障害者福祉計画』が平成 22 年度末で終了するに当たり、度重なる大きな制度改革や『武蔵村山市障害者福祉計画』の施策事業の進捗状況を踏まえ、新たに『武蔵村山市第二次障害者計画』を策定し、障害者自立支援法に基づく『武蔵村山市障害福祉計画』と密接に連携を図りながら、障害者施策を一層総合的かつ計画的に推進していくことにしました。

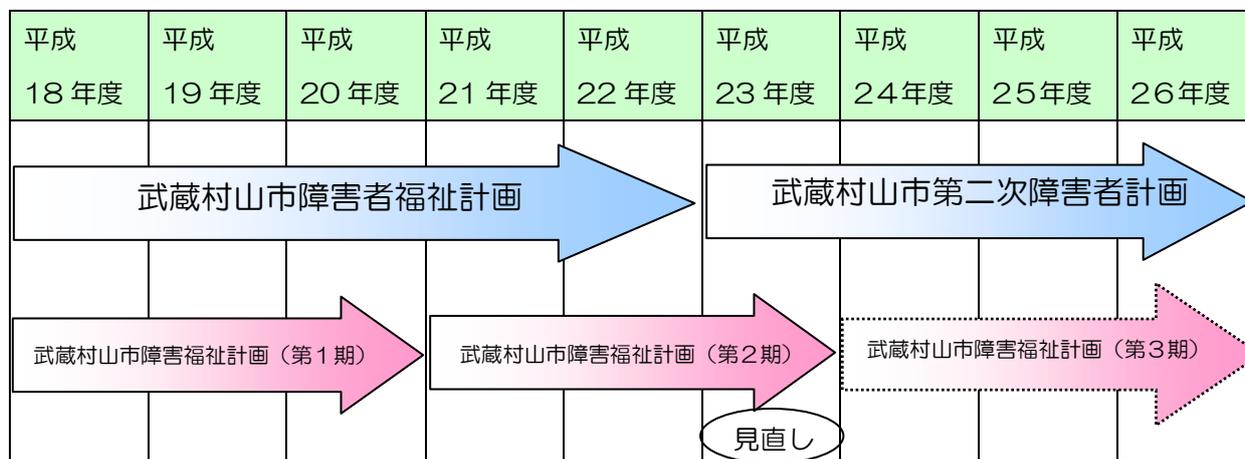
第2節 計画の性格と位置付け

- ◇ 本計画は、障害者基本法第9条第3項に基づく「市町村障害者計画」として策定します。
- ◇ 『武蔵村山市第四次長期総合計画』（前期基本計画）を上位計画とし、その個別計画として策定します。
- ◇ 国及び東京都それぞれが策定した関連の計画などや、市が策定した各種計画等との整合・連携を図ります。
- ◇ 本計画は、市が取り組むべき今後の障害者施策の基本的方向を定めた総合的な計画であり、同時に、市民や関係企業・各種団体などが自主的かつ積極的な活動を行うための指針となるものです。



第3節 計画の期間

本計画の計画期間は、平成23年度（2011年度）から平成26年度（2014年度）までの4年間とします。



なお、現時点では、平成26年度に見直しを行って次期の「障害者計画」と障害者自立支援法上の「障害福祉計画」を一体的に策定することを予定しています。

第4節 市民の意向の反映

本計画の策定に当たっては、公募による市民委員を含む「地域福祉計画等策定懇談会」を設置し、そこでの討議内容を十分に反映したものに努めました。

また、障害のある人をはじめ市民の意見等を幅広くうかがうため、市民意識（アンケート）調査や「市民説明会」等を実施し、「協働」による計画づくりに努めました。

1 市民意識調査の実施

『武蔵村山市第2期障害福祉計画』の策定に先駆けて平成19年度に身体、知的、精神に障害のある人を対象に実施した市民意識調査は、『武蔵村山市第2期障害福祉計画』のみならず本計画の策定のための基礎資料とすることまでを視野に入れたものです。

市民意識調査の実施概要

区分	身体障害者	知的障害者	精神障害者
(1) 対象者	身体障害者 手帳所持者	療育手帳 所持者	精神保健福祉 手帳所持者
(2) 対象者数	2,036人	354人	310人
(3) 抽出方法	全数調査	全数調査	全数調査
(4) 調査方法	郵送による配布、回収		
(5) 実施時期	平成19年10月下旬～11月16日		
(6) 回収結果			
・有効回収数	1,248	177	131
・有効回収率	61.3%	50.0%	42.3%

2 「市民説明会」の開催

本計画の策定に当たって、武蔵村山市では、平成22年12月に計画の素案（概要版）を示し、障害者団体のメンバーなどの立場からも貴重な意見をいただきました。

市民説明会の開催状況

開催場所				
平成 年				
月 日				
月 日				

第2章 障害のある人の現状等

第 1 節 障害のある人の現状と課題のまとめ

障害のある人の現状等については、統計資料のほかにアンケート調査結果を用いて記述しています。

このアンケート調査は、第 1 章の 4 で述べたとおり、『武蔵村山市第 2 期障害福祉計画』と本計画の策定に先立ち、身体障害者、知的障害者、精神障害者の各手帳を所持している方を対象に、平成 19 年 10 月に実施したものです。その調査の概要は次のとおりです。

アンケート調査の実施概要（再掲）

区 分	身体障害者調査	知的障害者調査	精神障害者調査
(1) 対象者	身体障害者手帳所持者	療育手帳所持者	精神保健福祉手帳所持者
(2) 対象者数	2,036 人	354 人	310 人
(3) 抽出方法	全数調査	全数調査	全数調査
(4) 調査方法	郵送による配布、回収		
(5) 実施時期	平成 19 年 10 月下旬～11 月 16 日		
(6) 回収結果			
・有効回収数	1,248	177	131
・有効回収率	61.3%	50.0%	42.3%

1 障害者（児）の状況

障害のある人は必ず障害者手帳を所持しているとは限らず、所持していない人も相当数いることが推察されますが、市が把握できるのは手帳を所持している人数となります。

本市の障害者手帳の所持者数は、平成 22 年 3 月末現在で身体障害者（児）が 2,427 人で、総人口 71,358 人（平成 22 年 4 月 1 日住民基本台帳・外国人登録人口）に占める割合はおよそ 3.4%、知的障害者（児）は 513 人で、およそ 0.7%となっています。

精神疾患の患者のうち、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は 351 人、自立支援医療制度（精神通院）の利用者は 857 人となっています。

また、発達障害や高次脳機能障害等のある人については、手帳を所持していない、あるいは制度的に所持できない人が多数を占めているとみられ、それらの人たちへの支援・援助が大きな課題となっていますが、現行制度上、市がその人数を把握する手段がなく、正確な数字は明らかになっていません。

■障害者（児）数 ～種類・程度別内訳～

●身体障害

(単位：人)

障害種別	人数
視覚障害	158
聴覚障害	201
音声・言語障害	26
肢体不自由	1,384
内部障害	658
合計	2,427

級別	人数
1 級	821
2 級	406
3 級	389
4 級	549
5 級	115
6 級	147
合計	2,427
(うち障害児)	117

備考 平成21年度末現在

●知的障害

(単位：人)

区分	1度	2度	3度	4度	合計
18歳未満	9	28	24	60	121
18～64歳	25	97	101	151	374
65歳以上	1	2	6	9	18
合計	35	127	131	220	513

備考 平成 21 年度末現在

●精神障害等

(単位：人)

精神障害者保健福祉手帳所持者				自立支援
1級	2級	3級	合計	医療
32	218	101	351	857

備考 平成 21 年度末現在

■障害者（児）数の推移 ～障害者手帳所持者数～

平成 年度	身体障害 者合計	視 覚 障 害	聴 覚 障 害	音声等 障 害	肢 体 不自由	内 部 障 害	知的障害者 合計	精神障害者 (手帳所持 者)合計
17	2,157	149	190	23	1,234	561	420	278
18	2,229	152	189	22	1,277	589	430	312
19	2,221	149	191	22	1,267	592	447	303
20	2,348	159	196	27	1,333	633	477	337
21	2,427	158	201	26	1,384	658	513	351

備考 各年度末現在

2 近年の障害者（児）の傾向

- 身体障害…全体では増加傾向にあり、平成 21 年度末で 2,427 人、そのうち肢体不自由が過半数を占めています。近年、内部障害の増加が大きくなっています。手帳の等級は 1 級が 821 人で最も多く、重度者（1・2 級）の割合が約半数で、5・6 級は合わせて 262 人（約 10.8%）となっています。
- 知的障害…増加傾向にあり、平成 21 年度末で 513 人、18 歳未満が 121 人、18～64 歳が 374 人となっています。手帳の等級では 4 度が 220 人で最も多くなっています。
- 精神障害…増加傾向にあります。平成 21 年度末現在手帳所持者の内訳では 2 級が 218 人を占めています。

3 現在の生活での困りごとについて

アンケート調査で、現在の生活で困っていることは、3障害共通で「外出する機会や場所が限られる」が上位回答に入っています。また、知的、精神障害者共通でコミュニケーションの問題が挙げられているほか、身体障害者では医療費の負担、知的障害者では差別など、精神障害者では就労の問題が、それぞれ上位に入っています。

	身体障害者調査 (総数: 1,248)		知的障害者調査 (総数: 177)		精神障害者調査 (総数: 131)	
	選択肢	回答割合	選択肢	回答割合	選択肢	回答割合
第1位	特に困っていることはない	28.0%	人とのコミュニケーションがうまくとれない	39.5%	働けない(職業に就くことができない)	44.3%
第2位	外出する機会や場所が限られる	25.0%	外出する機会や場所が限られる	29.9%	人とのコミュニケーションがうまくとれない	35.1%
第3位	医療費の負担が大きい	15.9%	障害が原因で特別な目で見られたり、差別を受けたりする	24.3%	外出する機会や場所が限られる	34.4%

* 上位3位まで

資料：アンケート調査

4 外出時の困りごとについて

外出するときに困っていることでは、身体障害者では「駅や建物の階段や段差」、「道路の段差や路面のでこぼこ」、「電車・バスの乗り降りの困難さ」が上位回答に入っています。

また、知的障害者では「緊急時など意思の疎通がむずかしい」との回答が最も多く、「外見だけでは障害があることに気づいてもらえない」が続いており、人とのコミュニケーションの問題が多いことがうかがえます。

精神障害者では「自分が傷つく不安がある」との回答が最も多く、「健常者と見られてしまい、病気や障害に対して気を遣ってもらえない」が続いています。病気等に起因する不安感や周囲の無配慮が外出・社会参加を阻害していることがうかがえます。

	身体障害者調査 (総数: 1,248)		知的障害者調査 (総数: 177)		精神障害者調査 (総数: 131)	
	選択肢	回答割合	選択肢	回答割合	選択肢	回答割合
第1位	駅や建物に階段や段差が多い	31.5%	緊急時など意思の疎通がむずかしい	31.1%	自分が傷つく不安がある	33.6%
第2位	道路の段差や路面のでこぼこが多い	28.8%	外見だけでは障害があることに気づいてもらえない	29.9%	健常者と見られてしまい、病気や障害に対して気を遣ってもらえない	30.5%
第3位	電車・バスの乗り降りが困難	19.1%	周りの人からの偏見や差別がある	20.3%	特に困ることはない	26.7%

* 上位3位まで

資料：アンケート調査

5 健康管理・医療での困りごとについて

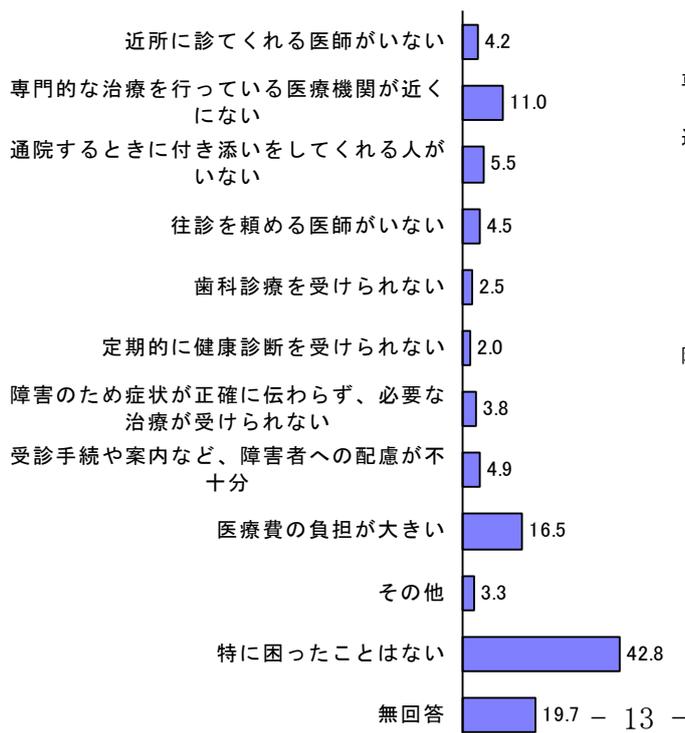
健康管理、医療について困っていることでは、身体障害者と知的障害者では1、2番目に多いのは「特に困ったことはない」という回答と「無回答」ですが、第3位は「医療費の負担が大きい」となっています。また、精神障害者では「専門的な治療を行っている医療機関が近くにない」という回答が最も多く、「医療費の負担が大きい」が続いています。

〔身体障害者〕

総数：1,248
単位：%

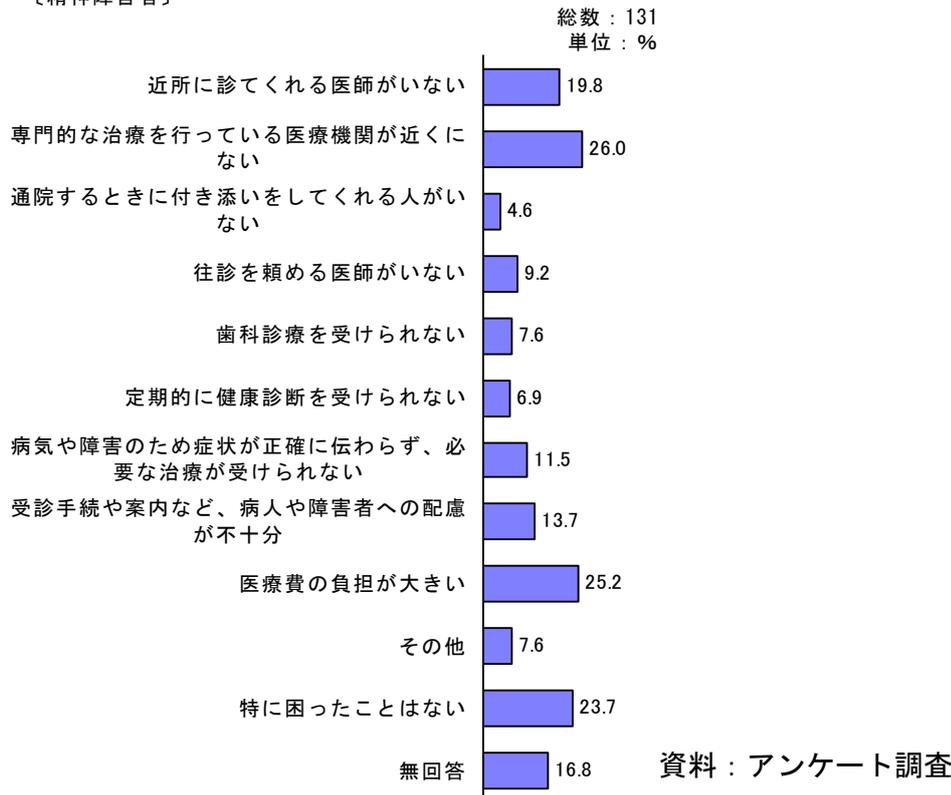
〔知的障害者〕

総数：177
単位：%



13 -

〔精神障害者〕



6 仕事をする上での不安・不満について

仕事をする上で不安や不満なことでは、身体、知的、精神障害者いずれでも「収入が少ない」が最も多い回答となっており、大きな課題がうかがえます。

次いで多い回答は、身体障害者では「特に不安や不満はない」、知的、精神障害者では「職場の人間関係がむずかしい」となっています。

	身体障害者調査 (総数: 1,248)		知的障害者調査 (総数: 177)		精神障害者調査 (総数: 131)	
	選択肢	回答割合	選択肢	回答割合	選択肢	回答割合
第1位	収入が少ない	36.3%	収入が少ない	51.8%	収入が少ない	66.7%
第2位	特に不安や不満はない	34.5%	職場の人間関係がむずかしい	37.5%	職場の人間関係がむずかしい	25.0%
第3位	職場の人間関係がむずかしい	15.5%	特に不安や不満はない	21.4%	特に不安や不満はない	20.8%

* 上位3位まで

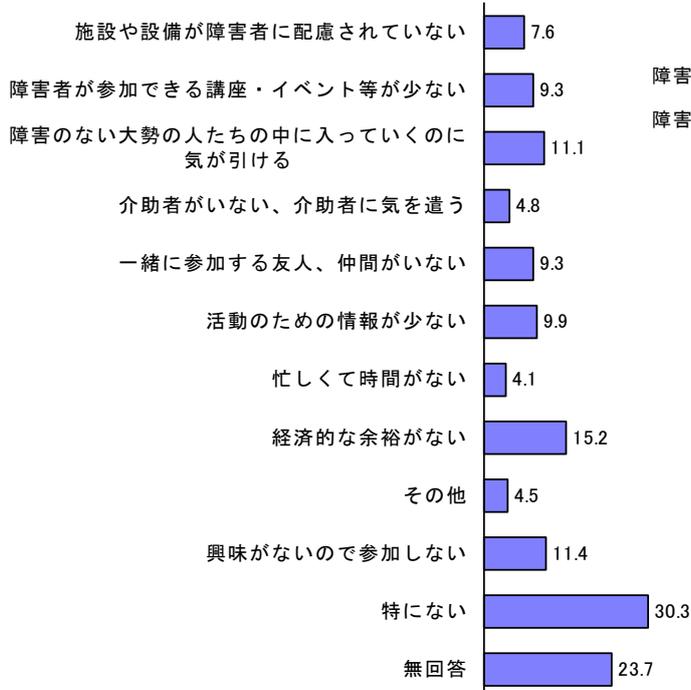
資料：アンケート調査

7 趣味などの活動時の困りごとについて

趣味や学習、スポーツなどの活動をするときに困っていることでは、「特にない」や「無回答」を除き、最も多い回答は身体、精神障害者では「経済的な余裕がない」、知的障害者では「障害者が参加できる講座・イベント等が少ない」となっています。

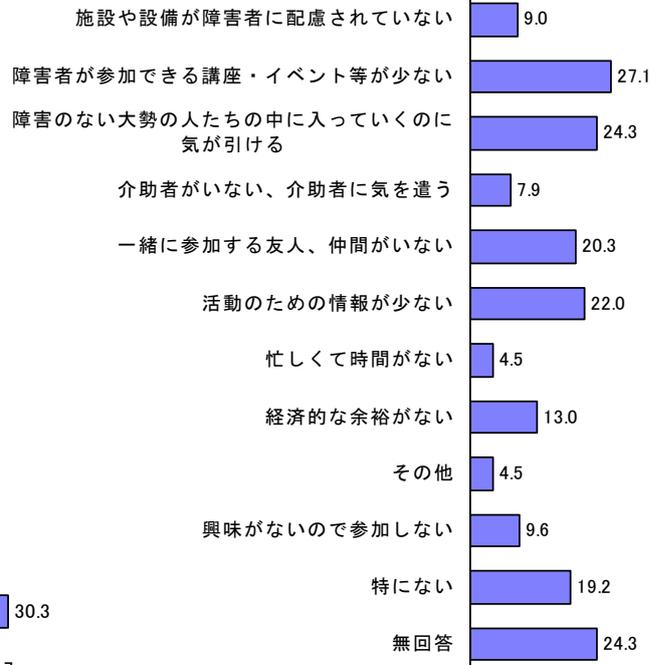
〔身体障害者〕

総数：1,248
単位：%



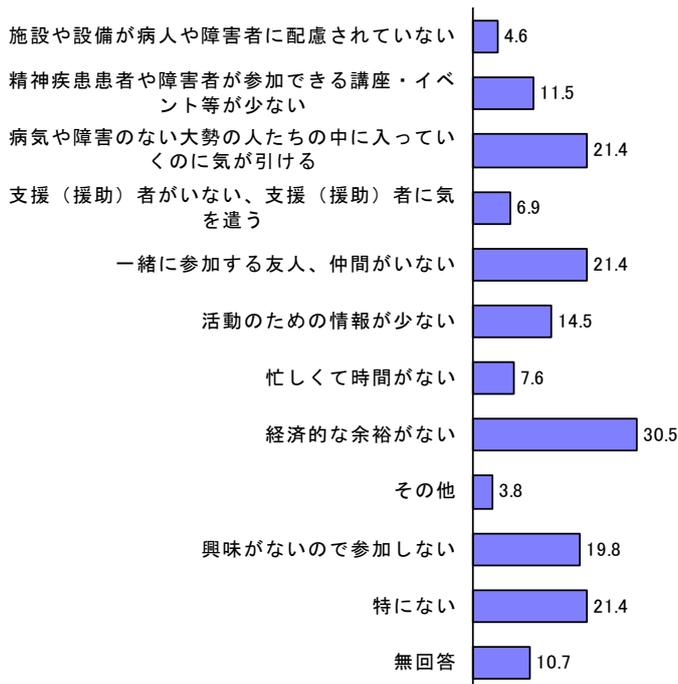
〔知的障害者〕

総数：177
単位：%



〔精神障害者〕

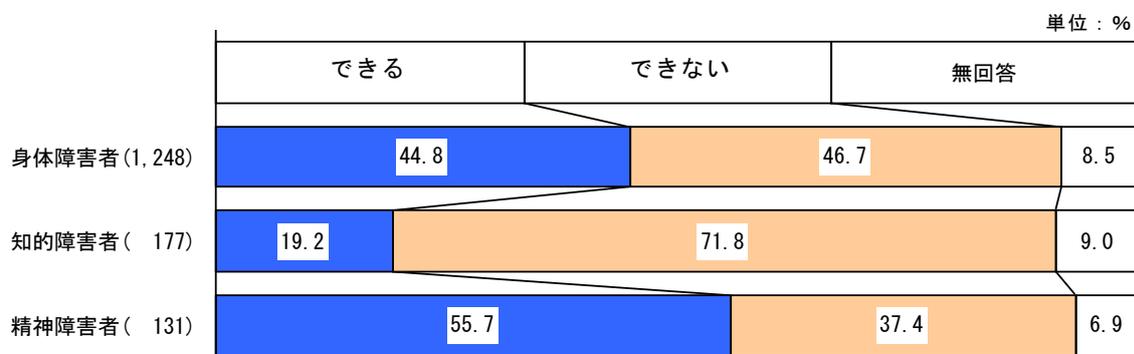
総数：131
単位：%



資料：アンケート調査

8 災害時の避難について

災害時にひとりで避難（又は対処）できるか尋ねたところ、身体障害者で45%弱、精神障害者では過半数が「できる」と答えているのに対して、知的障害者では「できる」の回答比率が2割弱と低くなっています。



注：（ ）内は回答者数

資料：アンケート調査

9 共生社会創造のために必要なことについて

障害のある人とない人がお互いに理解しあい共に生きる社会をつくっていくために必要なことは、第1、2位は順に、身体障害者では「無回答」、「障害のある人とない人が交流する機会を設ける」、知的障害者では「障害の状況に応じて働けるよう、職場の就労環境を改善する」、「学校教育の中で、障害や福祉に関する学習を充実させる」、精神障害者では「健常者が障害について理解を深められるよう、健常者への情報提供を充実させる」となっています。障害の状況によって若干差はあるものの、障害のある人とない人の交流の機会の創出、就労環境の改善や、障害のない人への情報提供の充実、学校教育での障害や福祉に関する学習の充実などが必要となっています。

	身体障害者調査 (総数:1,248)		知的障害者調査 (総数:177)		精神障害者調査 (総数:131)	
	選択肢	回答割合	選択肢	回答割合	選択肢	回答割合
第1位	無回答	26.1%	障害の状況に応じて働けるよう、職場の就労環境を改善する	31.6%	健常者が障害について理解を深められるよう、健常者への情報提供を充実させる	31.3%
第2位	障害のある人とない人が交流する機会を設ける	19.2%	学校教育の中で、障害や福祉に関する学習を充実させる	28.8%	障害の状況に応じて働けるよう、職場の就労環境を改善する	30.5%
第3位	障害者が自分からすすんで行動できる環境を整える	18.9%	障害のある人とない人が交流する機会を設ける	22.0%	障害者が自分からすすんで行動できるような環境を整える	20.8%

* 上位3位まで

10 今後力を入れてほしい施策について

これから特に力を入れてほしい施策として、身体障害者では「生活支援のための情報提供・相談体制の充実」が最も多く、「障害発生の予防と早期治療・早期療育の推進」、「働く場の確保や就労環境の改善」が続いています。

知的障害者では、「働く場の確保や就労環境の改善」が最も多く、「グループホームなど暮らしの場の確保」と「生活支援のための情報提供・相談体制の充実」が続いています。

また、精神障害者では「精神障害者に対する福祉の他2障害と同様の水準までの充実」が最も多く、「働く場の確保や就労環境の改善」が続いています。

	身体障害者調査 (総数: 1,248)		知的障害者調査 (総数: 177)		精神障害者調査 (総数: 131)	
	選択肢	回答割合	選択肢	回答割合	選択肢	回答割合
第1位	障害のある人の生活を支援するための情報提供や相談体制を充実させる	24.9%	障害のある人の働く場の確保や就労環境を改善する	32.2%	精神障害者への福祉も他の2障害と同様の水準になるように充実させる	29.0%
第2位	障害の発生を予防するとともに、早い段階で適切な治療や療育を進める	21.9%	グループホームなど同じ障害のある人同士で暮らせる場を確保する 障害のある人の生活を支援するための情報提供や相談体制を充実させる	26.0%	病気や障害のある人の働く場の確保や就労環境を改善する	26.0%
第3位	障害のある人の働く場の確保や就労環境を改善する	20.3%	—		精神障害者の地域生活を支援する施設を整備する 無回答	19.8%
第4位	障害のある人も利用しやすいよう、公共施設の設備や道路等を改善する	19.9%	授産、更生施設、作業所など、福祉的就労の場を整備する	20.9%	—	
第5位	ホームヘルプサービス(居宅介護)など福祉サービスを充実させる	18.0%	学齢期等において障害のある子どもたちの可能性を伸ばせる教育を進める	19.8%	病気や障害の発生を予防するとともに、早い段階で適切な治療や療育を進める	15.3%

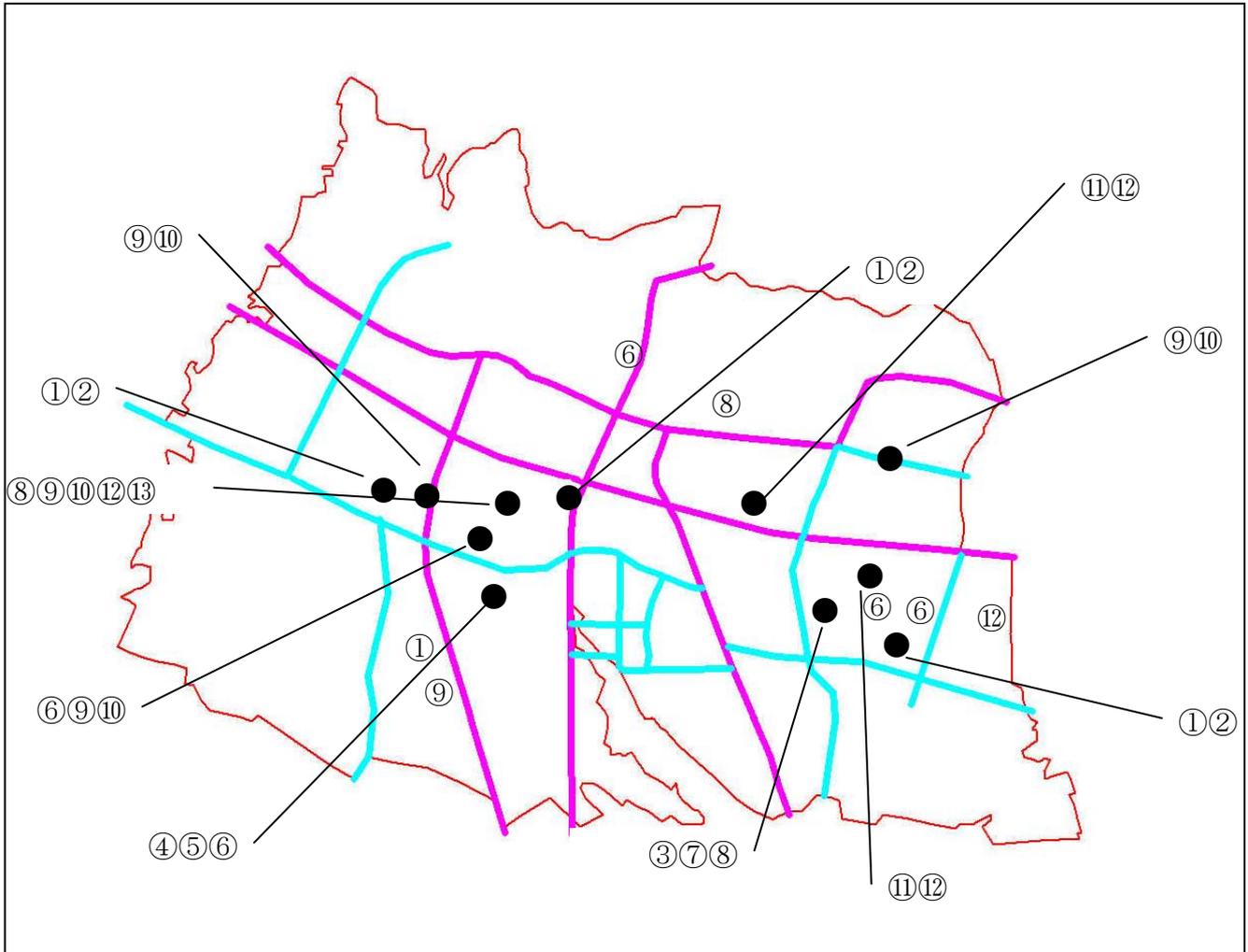
* 上位5位まで

資料：アンケート調査

第2節 障害のある人を取り巻く現状と課題のまとめ

1 サービスを提供する施設の状況

障害のある人のためのサービスを提供する市内の拠点は、下記のとおりとなっています。



○障害関連施設の種類の

①	居宅介護事業所	⑧	短期入所事業所
②	重度訪問介護事業所	⑨	共同生活援助（グループホーム）事業所
③	生活介護事業所	⑩	共同生活介護（ケアホーム）事業所
④	就労移行支援事業所	⑪	相談支援事業所
⑤	就労継続支援（A型）事業所	⑫	地域活動支援センター（Ⅰ型・Ⅱ型・Ⅲ型）
⑥	就労継続支援（B型）事業所	⑬	知的障害者入所更生施設
⑦	児童デイサービス事業所		

（平成22年4月1日現在）

2 就労支援について

本市では、障害のある人の一般就労の機会の拡大を図るとともに、安心して働き続けられるよう就労面と生活面の支援を一体的に提供する「障害者就労支援事業」として、平成20年6月、「障害者就労支援センター とらい」を開設し、一般就労を希望する在宅の障害のある人及び現に福祉施設で就労している障害のある人などを対象に、就労面や生活面の支援を行っています。

「障害者就労支援センター とらい」での相談受付状況（平成21年度）

（単位：人）

相談受付方法	本人	家族	企業	その他	合計
来庁相談	1,461	57	4	75	1,597
電話相談	1,106	236	380	829	2,551
訪問（家庭・福祉施設への）	74	23	45	63	205
ハローワーク、面接会等への同行	159	8	16	10	193
職場内支援	76	1	55	7	139
その他（企業訪問等）	41	2	17	76	136
合計（相談者延べ人数）	2,917	327	517	1,060	4,821

相談者実数	113	32	117	125	387
-------	-----	----	-----	-----	-----

「障害者就労支援センター とらい」での相談内容（平成21年度）

（単位：人）

相談内容	相談者				合計
	本人	家族	企業	その他	
就労面の相談	2,319	159	349	212	3,039
職業相談	968	64	36	102	1,170
就職準備支援	625	31	35	39	730
職場開拓	29	3	45	7	84
職場実習支援	82	3	38	15	138
職場定着支援	584	45	167	47	843
離職支援	31	13	28	2	74
生活面の支援	1,851	137	5	39	2,032
日常生活支援	491	39	1	11	542
職業生活継続支援	859	53	1	8	921
社会生活支援	202	15	2	14	233

将来設計・自己決定支援	299	30	1	6	336
合 計	4,170	296	354	251	5,071

*相談件数は、月ごとの実人員を合計したものである。

3 障害のない人等の意識について

平成21年2月に実施した「市民意識調査」の中で、障害のある人の自立のための支援として今後市が重点的に進めるべきだと思うことを尋ねたところ、「誰もが利用しやすい交通機関や施設、道路・歩道の整備」が最も多く、「障害者の雇用・就業機会の確保」、「職業紹介や訓練、就労した後の指導や支援の充実」が続いています。

障害のない人を中心とした「市民意識調査」の結果でも、バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進や障害当事者の「就労支援」の充実などが多く求められていることが分かります。



* 上位5位まで

資料：市民意識調査(平成21年2月)

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

障害のある人が、住み慣れた地域や家庭の中で、明るく、充実した日々を送ることができ、その尊厳を保持し、心豊かな人生を過ごすことができるようなまちをつくっていくことが重要です。

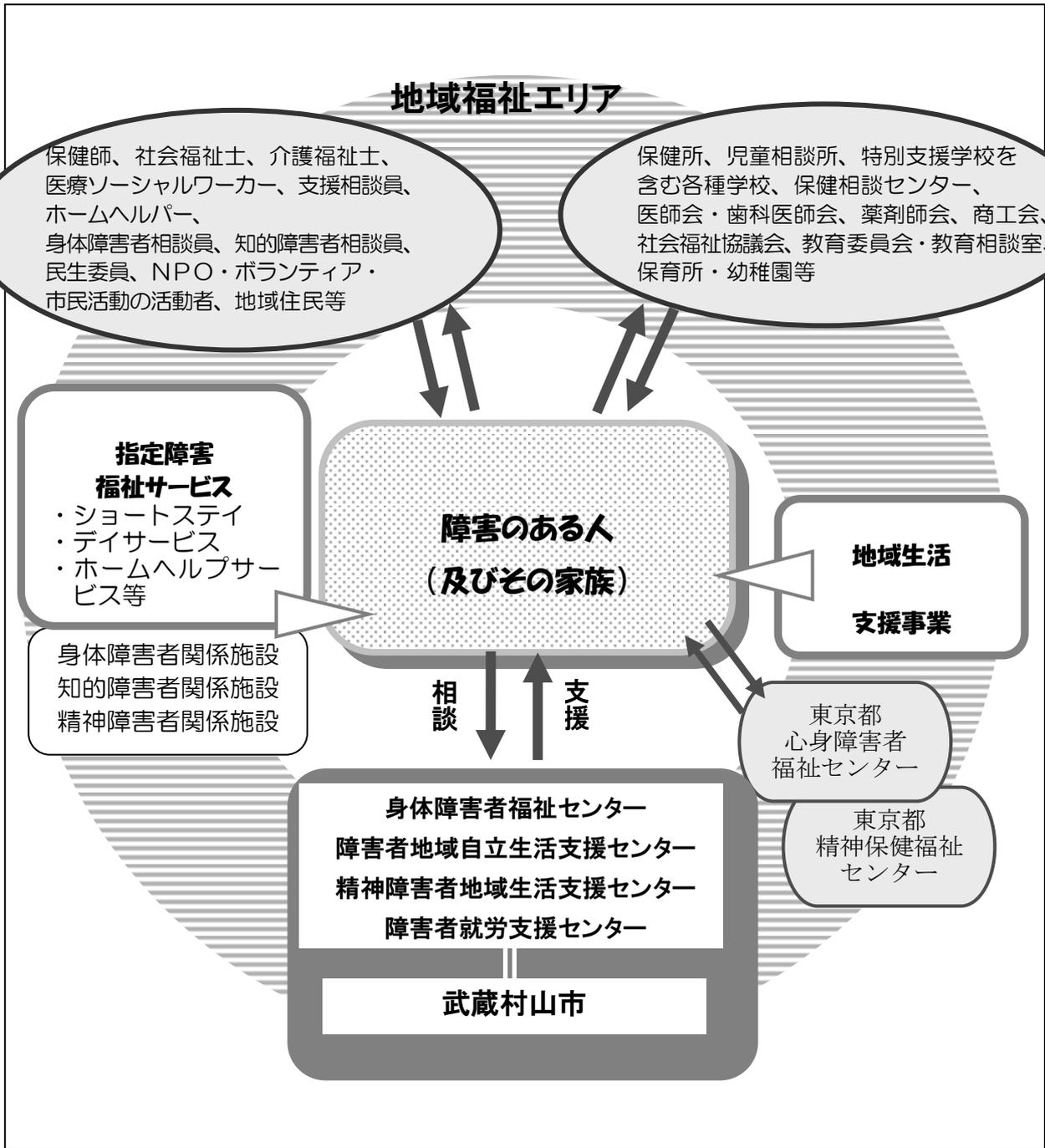
この観点から、『武蔵村山市第2期障害福祉計画』においては、その基本理念を「障害のある人が自立して生活できるまちをつくります」と定め、障害のある人が、経済的な自立に限らず、その有する能力及び適性に応じたその人らしい自立した生活のできるまちをつくっていくことを掲げています。

また、上位計画である『武蔵村山市第四次長期総合計画』の“将来都市像”を実現するための施策が「安心していきいきと暮らせるまちづくり」であること、さらに、障害のある人もない人もすべての人が、住み慣れた地域の中でその人らしく自立して心豊かに生きていける、地域のみんで共に生きるまちの実現を目指して『武蔵村山市地域福祉計画』の基本理念を「だれもが身近な地域や家庭で安心して自分らしく暮らせる福祉のまち」としていることなども踏まえ、本計画の「基本理念」を

**障害のある人が、住み慣れた地域や家庭で、
安心してその人らしく自立して暮らせるまちづくり**

として掲げ、これからの障害福祉における市民・地域・市の共通の目標としていきます。

障害者支援のネットワーク



第2節 計画の基本視点

計画の「基本理念」を実現するため、次の4つの視点に留意しながら計画を推進していくこととします。

1 障害のある人の人権と自己決定・自己選択の尊重

～自分らしくいきいきと

…障害のある人の意思に基づいて、その人に合った形で自立した生活を自分らしく送ることができるよう、支援していきます。

2 利用者本位の支援

～一人ひとりを大切にする

…障害のある人一人ひとりの細かなニーズに対応できるような支援・サービスの提供を進めます。

3 地域の人々との協働

～支え合い、助け合う

…障害のある人やその家族、関係機関・団体等だけでなく、地域の人たちや事業所など多くの人たちの参画のもと、互いに支え合い、地域や家庭で“安心して暮らせるまち”づくりにみんなで取り組んでいきます。また、障害のある人も支援を受けるだけでなく、その意思に基づいて自らも主体的・積極的に社会参加していきけるよう進めていきます。

4 施設や人材の広域的確保と障害のある人の選択肢の拡充

～広い枠組みで

…専門職の育成など本市だけでは対応が困難な問題や広域的に取り組むことによって一層効果的なものとなるサービス等については、近隣の市町村や東京都、関係機関など、より広範な連携のもとで取り組んでいき、障害のある人が必要とする支援の実現に努めます。

また、学校卒業後の進路や就職、福祉サービスなどの場面で、当事者がより幅の広い選択肢の中から選ぶことができるよう、選択肢の多様性の拡充に努めます。

第3節 計画の基本目標と展開

1 計画の基本目標

「基本理念」の内容を実現するための本計画の基本目標を、次の3つとし、施策の方向を明らかにするとともに、その総合的な展開を図ります。

《基本目標1》 障害のある人が安心して暮らせるまちづくり

障害のある人が住み慣れた地域や家庭で安心して自立生活を続けられるよう、相談・情報提供体制の充実をはじめとして、住まいや住環境の改善や福祉サービス、コミュニケーションサービスを実施するなど、様々な生活支援策を講じます。

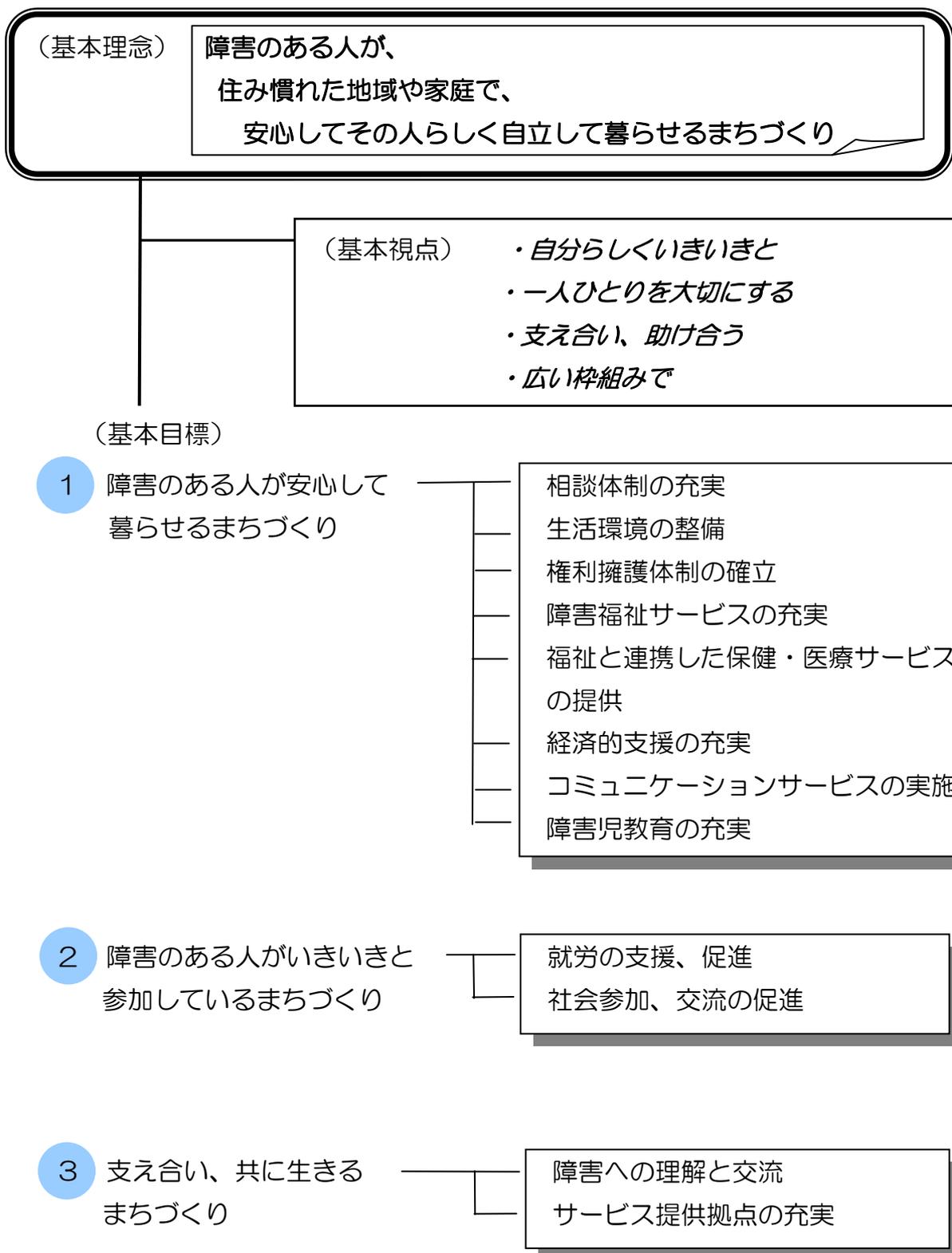
《基本目標2》 障害のある人がいきいきと参加しているまちづくり

障害のある人が障害のない人と同じように、その人らしくいきいきと参加している地域社会づくりを進めます。“社会参加”の最たるものとも言える「就労」については、「障害者就労支援センター」のもと特に力を入れて支援、促進します。

《基本目標3》 支え合い、共に生きるまちづくり

障害のある人の社会参加を一層進める観点から、障害や障害のある人への理解と交流を促進するなどし、「心のバリアフリー」「心のユニバーサルデザイン」の実現を図ります。

2 計画の展開



第4章 基本計画

第1節 障害のある人が安心して暮らせるまちづくり

1 相談体制の充実

【現状と課題】 障害のある人が住み慣れた地域や家庭で自立して暮らしていこうとすると、身近で相談できる体制が整っていることが何より重要です。

本市では、身体障害者と知的障害者を対象として、障害のある人やその家族のための一次的な相談窓口機能として、保健・医療・福祉など各分野にわたるサービスのコーディネーターや専門機関への紹介も含めた総合的な相談事業を、「障害者地域自立生活支援センター」で実施しています。加えて、より身近な相談先として専門の相談員（身体障害者相談員4人、知的障害者相談員3人）を置いて、相談対応を図っています。

また、精神障害者やその家族を対象に、医療や福祉に関する相談や日常生活に関する助言、社会復帰施設等の紹介あっせん、住居や就労についての情報提供などの総合的な相談事業を、「精神障害者地域生活支援センター」で実施しています。

＜実施状況＞（平成21年度）

障害者地域自立生活支援センター 相談 件数	延べ 4,971 件
精神障害者地域生活支援センター 相談 件数	延べ 1,583 件

第2章で既に述べたように、本市が発達障害や高次脳機能障害のある人の実態について把握することは非常に困難ですが、市の姿勢としては、手帳の有無にかかわらず障害のある人を支援していくことが必要であると考えています。そこで、「障害者地域自立生活支援センター」を中心に、発達障害者（児）などの相談支援、関係機関連携、就労相談支援、広報啓発等の支援を行っていくことが、今後の課題となります。

なお、「相談」と「情報提供」は本来密接に関連しているものであることから、「情報提供体制」についても一層の充実を図っていく必要があります。

<今後の主な施策>

施策	内容	所管課
相談事業の充実	身体障害者や知的障害者の相談の一次的な窓口機能や、福祉医療サービスのコーディネート機能などを有する総合的な相談事業を「障害者地域自立生活支援センター」で、精神障害者等に対する相談事業を「精神障害者地域生活支援センター」で、継続します。	障害福祉課
相談員の活用の促進	身体障害者相談員、知的障害者相談員の存在や相談活動について広報・周知に努め、当事者による活用の促進を図ります。	障害福祉課
情報提供の充実	<p>広報紙等の各種紙媒体やホームページなどを利用した、福祉サービスや障害者団体等に関するきめの細かな情報提供を推進します。</p> <p>また、アクセシビリティに配慮したホームページの作成、視覚障害者用SPコード、活字文書読上げ装置等の新しいメディアの活用も含めて、障害の特性に応じた提供方法の推進に努めます。</p>	秘書広報課 障害福祉課

2 生活環境の整備

【現状と課題】 障害のある人が地域において自立し快適で安定した生活を送るためには、生活の拠点となる住宅の環境整備が重要です。

居室の段差解消や手すりの設置など身体機能に合わせて住宅改善を行うことで、障害のある人が住み慣れた家や地域で暮らし続けることが可能になるため、障害のある人の住宅改善に対する助成制度の周知を図り、住宅のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を促進する必要があります。

また、市営住宅の建て替えに際しては、障害のある人や高齢者向けの住宅の確保や、障害のある人が共同で生活する「グループホーム」の充実について、検討していく必要があります。

なお、重度障害者など“真に入所が必要な人”については、今後も「施設入所支援」事業等の利用を促進し、市内外の施設と連携を深めながら入所の支援を行い、施設に入所されている方で地域生活が可能な方については、地域生活への移行を進めるためのグループホームや日常生活を支えるためのホームヘルプサービスなどの基盤を充実させていく必要があります。

<今後の主な施策>

施策	内容	所管課
給付事業の継続	重度身体障害者（児）の日常生活の利便性を図るため、「住宅設備改善費給付事業」を今後も継続します。	障害福祉課
公的住宅の整備	障害のある人が住み慣れた地域に安心して住み続けられるように、車いす使用者世帯向け住宅の整備など公的住宅の整備を東京都、東京都住宅供給公社などの住宅供給主体に要請します。 また、市営住宅については、障害のある人に配慮した整備を検討します。	障害福祉課 財政課 (検査管財担当)

3 権利擁護体制の確立

【現状と課題】障害のある人が住み慣れたまちで安全に暮らしていくためには、「権利擁護」の体制がしっかりと確立されていることが欠かせません。平成16年6月の障害者基本法の改正において障害のある人への差別や権利利益侵害の禁止が明記され、また現在、日本政府が国際連合の「障害者の権利に関する条約」の批准に向けて法制度の整備等の作業を進めていることから、権利擁護体制を確立し充実を図ることが必要となります。

また、“契約”に基づく制度のもとで良質な福祉サービスの提供を確保するためには、利用者の権利を守り、権利を主張することを支援していく仕組みが必要となります。現在、知的障害、精神障害、認知症等により判断能力が十分でないために権利が侵害されやすい人への支援として、社会福祉協議会（市民総合センター）では、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行う「地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）」を行っており、市では、「成年後見制度」の周知を行っています。

さらに、福祉サービスの利用に際しての苦情には、客観的な立場から適切な対応の取れる第三者の存在が不可欠となるため、市では、平成22年度から社会福祉協議会内に「福祉総合相談窓口」を設置し、福祉サービスの利用に関する相談やサービス利用に関する疑問や苦情の受付とその解決に向けた支援を実施しています。

今後は、成年後見制度の支援等を総合的に行う「(仮称)権利擁護センター」の設置を予定しており、市と社会福祉協議会及び地域のネットワークを結び、サービス利用についての援助を必要とする人すべてを対象とした利用者の権利擁護体制を充実させていくよう努めます。

なお、障害のある人の虐待問題に対応していくことも急務となっていることから、地域のネットワークや相談体制の推進・充実に努め、障害者地域自立支援センターと協力して状況の把握を行うなど、虐待の早期発見・早期対応を図っていきます。

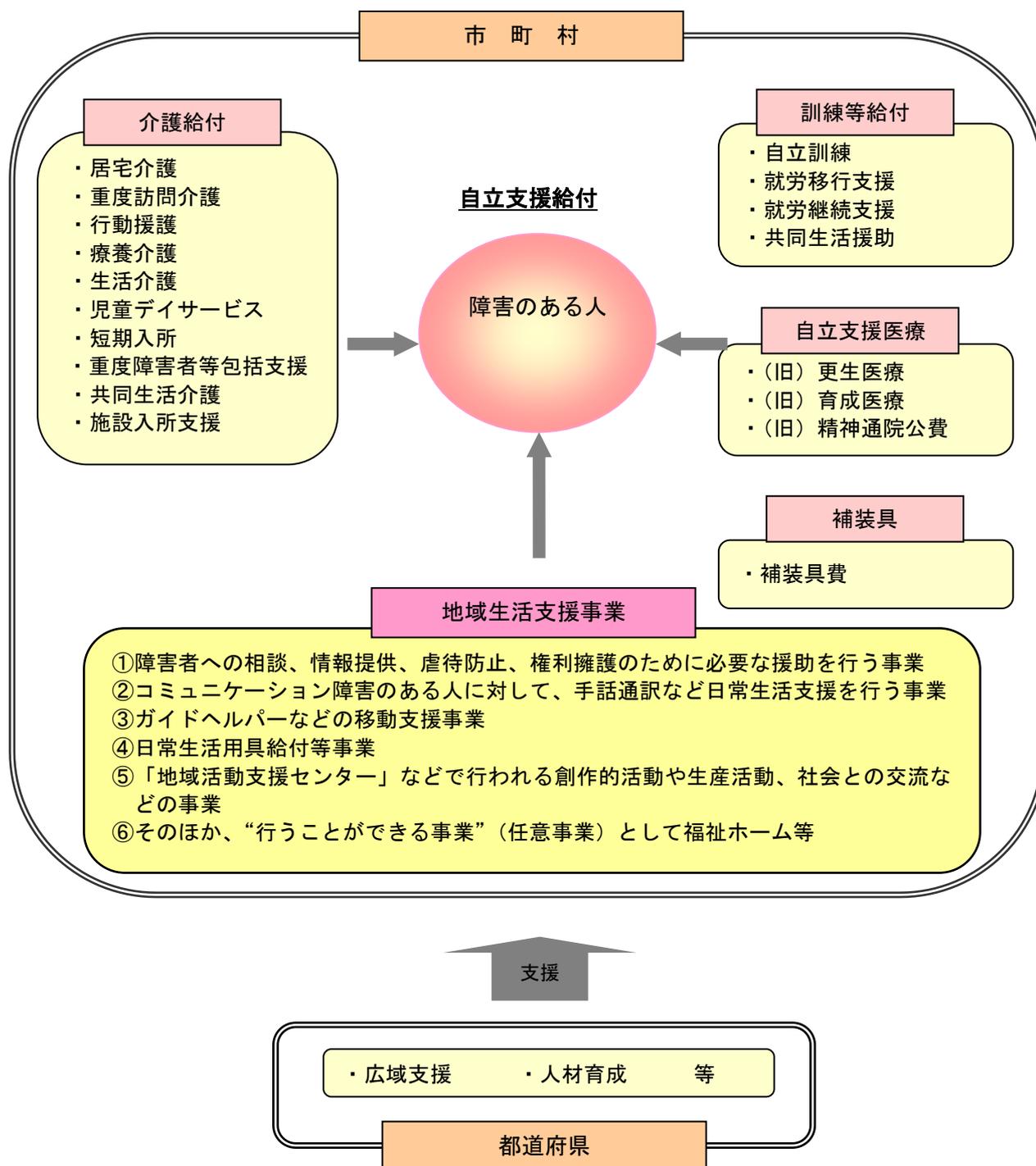
<今後の主な施策>

施策	内容	所管課
権利擁護の推進	知的障害者や精神障害者、認知症高齢者が地域で安心して生活を送れるよう福祉サービスの利用の援助や日常的な金銭管理等を行う「地域福祉権利擁護事業」の周知と利用促進を図ります。	地域福祉課
成年後見制度の周知	知的障害者、精神障害者及び認知症の高齢者の財産管理や身上監護を行う「成年後見制度」の周知を行います。	地域福祉課

福祉総合相談窓口の設置と利用促進	福祉サービスの利用相談、サービス利用への苦情に対する相談とその解決に向けた支援を行う福祉総合相談窓口を社会福祉協議会内に設置し、利用の促進を図ります。	地域福祉課
(仮称) 権利擁護センターの設置	福祉サービスの利用に関する相談と苦情対応、判断能力の不十分な人の福祉サービスの利用援助や成年後見制度の専門的相談を行う「(仮称) 権利擁護センター」を設置し、利用の促進を図ります。	地域福祉課
虐待防止施策の充実	地域のネットワークや相談体制強化に努め、虐待の防止や早期発見・早期対応を図ります。	障害福祉課

4 障害福祉サービスの充実

【現状】平成18年に「障害者自立支援法」が施行され、障害のある人のための福祉サービスは、下記の図のような内容に再編されました。



また、各サービスの具体的な内容は、次ページ・次々ページの表のようになっています。

■指定障害福祉サービス（「介護給付」＋「訓練等給付」）等サービス内容一覧

区分		サービス内容
訪問系	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行うもの。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うもの。
	行動援護	知的、精神障害者で自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行うもの。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性が特に高い人に居宅介護等の複数のサービスを包括的に行うもの。
日中活動系	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、軽作業等の生活活動や創作活動の機会も提供し、これらを通じて身体能力、日常生活能力の維持・向上を目指す。
	自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う。
	自立訓練（生活訓練）	*身体障害者の自立訓練が機能訓練、知的、精神障害者の自立訓練が生活訓練となります。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
	就労継続支援（A〔雇用型〕）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。「A型」（雇用型：雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人が対象）と「B型」（非雇用型：雇用契約に基づく就労が困難と見込まれる人が対象）がある。
	就労継続支援（B〔非雇用型〕）	
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う。
	児童デイサービス	障害のある児童に、施設への通所により日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う。
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
居住系	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日などに、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う。また形態として「滞在型」と「通過型」の2種類があり、通過型は入居者の2～3年程度での地域移行を想定している。
	共同生活介護（ケアホーム）	障害程度区分の重い人へ、夜間や休日、共同生活を行う住居で入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
	施設入所支援	施設に入所している人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
指定相談支援（サービス利用計画の作成）		自ら障害福祉サービスの利用に関する調整を行うのが困難な単身等の障害のある人へ、計画的なプログラムに基づく支援を行う。

■地域生活支援事業・必須事業サービス内容一覧

事業名	サービス内容
(1) 相談支援事業	
① 相談支援事業	
ア 障害者相談支援事業	福祉に関する諸般の問題につき、障害のある人などからの相談に応じ、必要な情報の提供、助言、その他の障害福祉サービスの利用支援など必要な支援を行う。また、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整や権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行う。
イ 市町村相談支援機能強化事業	市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図るもの。専門的職員としては、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士などを配置する。
② 地域自立支援協議会	相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくり、中核的な役割を果たす協議の場として充実を図る。
③ 住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているものの、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障害のある人に対し、入居に必要な調整などに関する支援を行う。
④ 成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用などの観点から成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害のある人又は精神障害のある人に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、障害のある人の権利の擁護を図る。
(2) コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため意思の疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図る。
(3) 日常生活用具給付等事業	重度障害者に対し自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することなどにより、生活の便宜を図り、その福祉の増進を図る。
(4) 移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人について外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活と社会参加を促進する。
(5) 地域活動支援センター（Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型）	障害のある人などが通い、創作的活動や生産活動、社会との交流を進めるなど多様な活動を行う場を設ける。地域生活支援センターなどの専門的職員による相談支援を行う事業所が移行したサービスが「Ⅰ型」、小規模作業所から移行したサービスが「Ⅲ型」で、「Ⅱ型」も加えて3種類のサービス類型がある。

障害者自立支援法の規定によって策定が義務付けられた『武蔵村山市第2期障害福祉計画』に、各サービスの提供見込量など詳細な提供計画を掲載しております。

指定障害福祉サービス等・地域生活支援事業以外の福祉サービスの実施状況と今後の提供計画は、以下のとおりです。

<実施状況> (平成 21 年度)

施設給食サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・配食数 2,986 食 ・実利用人員 21 人
補装具の交付・修理	利用件数 270 件
緊急通報システム	実利用人数 6 人
心身障害児通所訓練 (『ちいろば教室』)	定員 12 人
福祉タクシー券	<ul style="list-style-type: none"> ・助成対象者 887 人 ・利用枚数 41,725 枚
移送サービス (リフトカー)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者 延べ 2,525 人 ・臨時便 延べ 288 回 ・時間外 延べ 5 時間
寝具乾燥	<ul style="list-style-type: none"> 利用者数 5 人 敷布団 延べ 116 枚 掛布団 延べ 116 枚 毛布 延べ 56 枚
福祉電話貸与	利用件数 15 台
福祉電話通話料助成	利用件数 24 台
おむつ支給	<ul style="list-style-type: none"> ・紙普通型 利用者 延べ 384 人 利用枚数 延べ 22,816 枚 ・紙パンツ型 利用者 延べ 265 人 利用枚数 延べ 25,307 枚 ・尿とりパッド 利用者 延べ 503 人 利用枚数 延べ 37,333 枚
ガソリン費等助成	対象者 634 人

<今後の主な施策>

施策	内容	所管課
施設給食サービス	身体障害者福祉センターにおける施設給食サービスとしての昼食の提供を、今後も継続します。	障害福祉課
補装具の交付・修理	補装具の交付・修理について、今後も継続します。	障害福祉課
緊急通報システム事業	「緊急通報システム事業」について、今後も継続します。	障害福祉課
心身障害児通所訓練事業	新体系事業（児童デイサービス事業）への移行を視野に入れつつ、「心身障害児通所訓練事業」（『ちいろば教室』）について、今後も継続します。	子育て支援課
各種助成の継続	福祉タクシー券の交付、移送サービス（リフトカー）、寝具乾燥などの各種の助成については、障害のある人の経済的な負担を軽減するため、今後も継続します。	障害福祉課

5 福祉と連携した保健・医療サービスの提供

【現状と課題】 障害のある人の福祉サービスについては、保健・医療と連携した総合的な支援が必要です。このため、相談や診察など様々な面で保健所や医療機関との連携を図りながら支援を行う体制を一層整備していくことが重要になります。

高次脳機能障害など高度な専門知識を必要とする場合においては、「障害者地域自立生活支援センター」や「精神障害者地域生活支援センター」で、保健事業や医療機関等についての相談支援を行っています。また、障害により歯科医療機関への通院が困難な場合などは、訪問による診療や受診体制の整った機関の紹介を行う「歯科医療連携推進事業」を展開しています。また、精神障害者等については、より保健・医療との総合的・専門的な支援が必要であるため、担当課に保健師を配置し、保健所や医療機関との連携を図りながら支援を行う体制を整備しています。

さらに、「発達障害者支援法」の趣旨を踏まえ、発達障害などの早期発見に努め、関係機関との連携強化を図りながら発達障害者の自立と社会参加を促進し、生活全般にわたる支援を図ることが求められています。

<今後の主な施策>

施策	内容	所管課
健康づくり拠点の充実	市民総合センター・機能回復訓練室での障害のある人の健康増進事業を、今後も継続します。	障害福祉課
発達障害などへの支援	「心身障害児通所訓練事業」(『ちいろば教室』)や、保育所、学童クラブなどによる障害児への相談支援事業を、今後も継続します。	子育て支援課 教育総務課 教育指導課
しくみづくりの研究・検討	発達障害のある人を支援するための「ネットワークのしくみ」の構築のための研究・検討を行います。	障害福祉課

6 経済的支援の実施

【現状と課題】国や都の手当制度や医療費助成制度との連携を図りながら、それらの制度の対象とならない障害のある人に対して市独自の手当や医療費助成の制度を設けて、経済的支援を実施しています。

これらの制度については、「自立生活へ向けた支援」を主眼とした障害者サービスのあり方が検討されている中で、今後、必要に応じて制度の見直しを図ることも考えられます。

<実施状況>

手当の種類	平成 21 年度	医療費助成の種類	平成 21 年度
特別障害者手当	1,128 件	心身障害児医療費助成	16 件
障害児福祉手当	487 件	心身障害者（児）医療費助成	827 件
心身障害児福祉手当	602 件	自立支援医療（更生医療）の取扱件数	28 件
心身障害者福祉手当（都）	9,323 件		
心身障害者福祉手当（市）	7,978 件		
特殊疾病患者福祉手当	7,788 件		

<今後の主な施策>

施策	内容	所管課
各種手当、助成等の継続	特別障害者手当、障害児福祉手当、心身障害者（児）福祉手当、特殊疾病患者福祉手当、心身障害児医療費助成及び自立支援医療（更生医療）の給付などについて、必要に応じて制度の見直しを図りながら、継続的に実施します。	障害福祉課

7 コミュニケーションサービスの実施

【現状と課題】聴覚障害者や視覚障害者に対しては、手話通訳者（要約筆記者）の派遣や点訳図書の給付などの事業を行っています。これらの事業を行うに当たっては、手話や点字といったコミュニケーション手段を修得している人材が必要になり、そのため、身体障害者福祉センターで行われている手話通訳者の養成に対して支援を行っています。

近年、障害のある人のための「情報保障」の問題がより重視されるようになり、障害者自立支援法では、「地域生活支援事業」のうち「必須事業」の1つとして「コミュニケーション支援事業」が位置付けられており、本市では「市民総合センターにおける手話通訳者設置事業」、「手話通訳者（要約筆記者）派遣事業」等を実施しています。

<実施状況>（平成 21 年度）

手話通訳者 派遣回数 派遣人数	135 回 延べ 135 人
各種講演会派遣回数 派遣人数	7 回 延べ 13 人
市民総合センターのロビーに 週 1 回手話通訳者を派遣	利用回数 74 回
手話通訳者の養成	13 人

<今後の主な施策>

施策	内容	所管課
手話通訳者（要約筆記者）の派遣	聴覚・言語障害者のための手話通訳者（要約筆記者）の派遣を、今後も継続します。	障害福祉課
筆談、点字・点訳、朗読サービス事業の継続	聴覚・言語障害者への筆談サービス、視覚障害者のための点字・点訳サービスや朗読サービスなど、障害のある人のためのコミュニケーションサービスについて、今後も継続します。	障害福祉課
手話通訳者、点訳者等人材の養成	手話通訳者や点訳者など人材の養成に努め、コミュニケーションサービスを進めます。	障害福祉課

S P コードの普及 など	S P コードについての広報・普及や市の作成する文書等へのS P コードの添付、活字文書読上げ装置等の配備などに努めます。	秘書広報課 障害福祉課
------------------	---	----------------

8 障害児教育の充実

【現状と課題】 障害児の支援については、心身に障害のある幼児を対象とした「心身障害児通所訓練事業」(『ちいろば教室』) を開設し、生活習慣の指導や言語訓練を行っています。また、就学障害児については、本人の意向などを考慮して特別支援学校との連携を図りながら、市立小・中学校に障害の種類に応じた「特別支援学級」を設け、支援を行っています。

今後は、一人ひとりの特別な教育的ニーズに応じた「特別支援教育」の取組みを、より一層進めていく必要があります。

<実施状況> (平成 21 年度)

「心身障害児通所訓練事業」(『ちいろば教室』) 定員	12 人
----------------------------	------

<今後の主な施策>

施策	内容	所管課
「心身障害児通所訓練事業」(『ちいろば教室』) の継続	新体系事業(児童デイサービス事業)への移行を視野に入れつつ、「心身障害児通所訓練事業」(『ちいろば教室』)を、今後も継続します。	子育て支援課
特別支援学級の設置支援	特別支援学校との連携を図りながら、市立小・中学校に障害の種類に応じ設置された「特別支援学級」の支援を行います。	障害福祉課 教育総務課 教育指導課 教育政策担当
特別支援教育への対応	一人ひとりの特別な教育的ニーズに応じた「特別支援教育」を一層進めていきます。	教育総務課 教育指導課 教育政策担当

第2節 障害のある人がいきいきと参加しているまちづくり

1 就労の支援、促進

【現状と課題】障害のある人の「就労」は、収入を得るための手段であるだけでなく“社会参加”の最たるものとして捉えることもでき、非常に重要な課題となっています。障害のある人の自立を支援するためには、これまでの就労支援の取組みの実績、経験、関係機関や各種事業所等とのネットワークが重要です。

福祉と雇用の連携による就労支援体制の強化については、本市では前述のとおり平成20年6月から「障害者就労支援センター」を設置し、「就労支援事業」として障害のある人が気軽に就労相談できるよう図っており、一般企業への就労相談や生活相談などを実施しています。さらに、「障害者地域自立生活支援センター」や「精神障害者地域生活支援センター」でも、一般雇用に向けた支援として就労に向けた相談や情報の提供を行っています。

また、就労移行支援事業所や就労継続支援事業所に加え、「市民総合センター」内に、市内の福祉・就労系施設の共同で運営を行う喫茶コーナーを設置し、就労の場の確保に努めています。今後は、ハローワークや「財団法人東京都しごと財団」などの就労あっせん、訓練機関との連携を図りながら支援の一層の充実を図る必要があります。

<今後の主な施策>

施策	内容	所管課
「就労支援センター」の充実	「障害者就労支援センター」における就労相談の充実を図り、一般企業などへの就労を支援します。	障害福祉課
就業相談、情報提供の充実	ハローワークや「財団法人東京都しごと財団」などでの就労の場のあっせん、民間の作業所等との連携を強化しながら、今後も「障害者地域自立生活支援センター」や「精神障害者地域生活支援センター」での就業相談や情報提供を継続します。	障害福祉課
公共施設における就労の場の確保	今後も、「市民総合センター」内の「喫茶コーナー」の設置など公共施設における就労の場の確保に努め、身近な地域での就労の促進に向けた支援を行います。	障害福祉課

2 社会参加、交流の促進

【現状と課題】 障害のある人にとって、スポーツ、文化活動などの余暇活動を行ったり、障害のない人と交流したりすることは、非常に大切なこととなります。

交流事業については、心身障害者（児）を対象として「スポーツ教室」などを開催し、障害のある人とない人の交流の支援・促進に努めています。また、現在、市内の小・中学校では都立村山特別支援学校との交流会を開催し、学校の垣根を越えた交流事業を行っています。

<今後の主な施策>

施策	内容	所管課
スポーツ教室の開催	心身障害者（児）を対象として「スポーツ教室」などを開催し、障害のある人の社会参加と障害のない人との交流の促進に努めます。	生涯学習 スポーツ課 教育指導課
特別支援学校と市内小・中学校の交流	都立村山特別支援学校への児童・生徒と市内小・中学校の児童・生徒が様々な体験活動を通して交流を進めます。	教育指導課

第3節 支え合い、共に生きるまちづくり

1 障害への理解と交流

【現状と課題】 障害のある人の「自立と社会参加」が実現するためには、障害のない人の側の障害や病気への正しい理解が非常に重要であり、これからの共生社会では、障害のある人が身近な地域でその人らしく自立して生活していくことが「あたりまえのこと」であることを、様々な機会を活用して地域社会に発信していく必要があります。

本市では、障害そのもの及び障害のある人への市民全体の理解を促進するため、広報紙への記事掲載等を通じての情報の提供や講演会等のイベントの実施による啓発のための活動を実施してきました。

また、障害のある人への理解を深めるためには、身近にふれあうことが何よりも大切です。障害のある人にとって非常に大切な課題である「社会参加」と、この「交流」は、1つのことからの2つの側面とすることができますが、参加・交流活動を行うために、障害のある人を温かく迎える市民の姿勢が非常に重要となっています。

本市では、市内のすべての中学校での特別支援学校との交流会の開催や、市が関係する各種催しへの障害のある人たちの参加の呼びかけなどの形で、障害のある人とない人の交流を図ってきました。しかし、その活動はまだ十分であるとは言えません。今後も市民の交流の機会をつくることなどをはじめ、積極的に活動をしていく必要があります。

<今後の主な施策>

施策	内容	所管課
広報、啓発活動の充実	障害そのものや障害のある人への理解を促進するため、広報紙への記事の掲載や講演会等を実施します。	障害福祉課
福祉教育の充実	市内の小・中学校での福祉教育の充実に努めるとともに、成人に対しても生涯学習の一環としての福祉教育を実施していきます。	教育指導課
特別支援学校と市内小・中学校の交流〔再掲〕	都立村山特別支援学校への児童・生徒と市内小・中学校の児童・生徒が様々な体験活動を通して交流を進めます。	教育指導課
スポーツ教室の開催〔再掲〕	心身障害者(児)を対象として「スポーツ教室」などを開催し、障害のある人の社会参加と障害	生涯学習 スポーツ課

	のない人との交流の促進に努めます。	教育指導課
--	-------------------	-------

2 サービス提供拠点の充実

【現状と課題】本市には、地域での「居住の場」として、知的障害者を対象にしたグループホームが5か所あり、民間法人により設置運営されています。また、精神障害者を対象としたグループホームも民間法人の設置で1か所が運営されています。今後、グループホームなど地域での生活を支える拠点へのニーズがますます増えることが考えられます。

また、現在市内には、就労継続支援事業所をはじめとした「日中の活動の場」が17か所あり、市では活動に対する支援を行っています。

「市民総合センター」内にある「身体障害者福祉センター」、「障害者地域自立生活支援センター」及び「精神障害者地域生活支援センター」を含め、市内には現在28か所の障害者関連施設があり、今後もこれら施設の維持・確保を図っていくことが必要です。

<整備状況>（平成22年度）

身体障害者関連施設 9か所
知的障害者施設 14か所
精神障害者施設 5か所

<今後の主な施策>

施策	内容	所管課
「身体障害者福祉センター」の管理・運営	「身体障害者福祉センター」（「市民総合センター」内）について、今後とも障害者福祉サービスの拠点として、利用しやすい施設づくりに努めます。	障害福祉課
グループホーム・ケアホームの整備	障害のある人の生活援助を行う身体障害者、知的障害者、精神障害者グループホーム・ケアホームについて、民間活力を導入した整備を促進します。	障害福祉課
サービス提供施設の維持・確保	障害のある人が自立した生活を送り、必要な時に必要なサービスを受けられるための施設の維持・確保を図ります。	障害福祉課

第5章 計画の推進と進行管理

第1節 計画推進の体制

1 「自立支援協議会」の設置

「自立支援協議会」は、障害福祉サービス事業所や教育・就労・医療・保健・権利擁護などの各関係機関の連携強化や、ボランティア団体などの多様な社会資源の間のネットワーク化を進める上での中核的役割を果たすもので、本市では平成22年 月に設置されたものです。市民、事業者、市の協議の場であり、また、障害のある人自身の視点に基づく相談支援事業の運営評価や地域生活に密着した地域福祉エリアの設定、人材の育成、不足している社会資源の改善と開発を行う役割も担っています。

この「自立支援協議会」を中核として、(2)に示すような市民・事業者・市の役割分担と連携・協働のもと本計画を推進していきます。

2 役割分担と連携・協働による推進

◆ 市民（地域住民）の役割

障害についての理解を深めます。そして、地域で暮らす住民の1人として、障害のあるなしにかかわらず互いを尊重し合い支え合う、安心できる地域の実現を目指します。

◆ 事業者（所）の役割

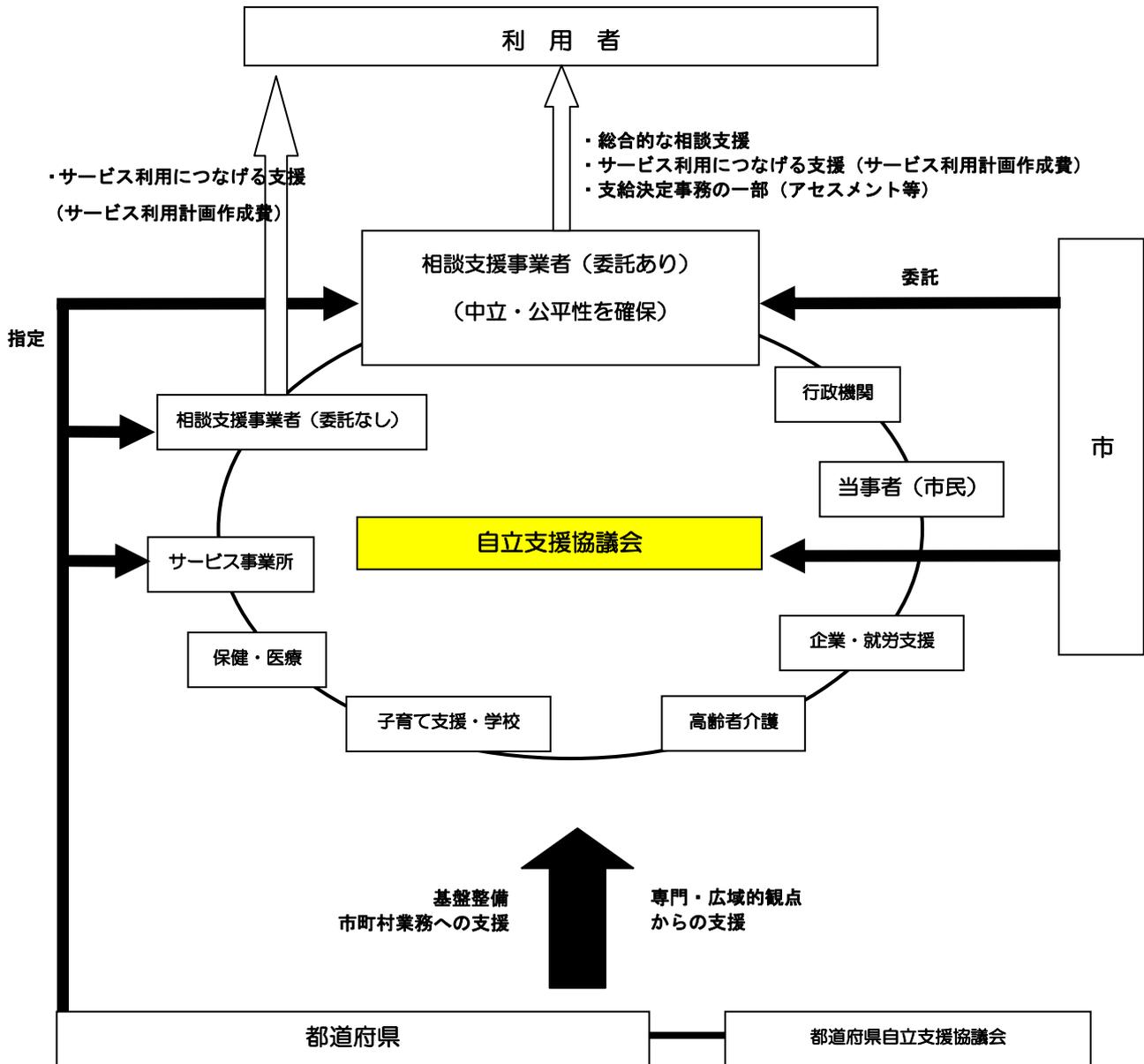
障害のある人の人権を尊重し、自立生活の実現のためのサービスの提供に努めます。また、提供するサービスの質の向上にも努めます。

◆ 市の役割

障害のある人とその家族への相談支援と情報提供に積極的に取り組み、障害のある人のニーズの把握と問題解決に努めます。また、必要なサービスが適切に、かつ、円滑に行われるように、サービス提供事業者を支援するほか、本市へのサービス提供事業者の誘導に努めます。

市民に対しては、障害への理解のため、広報紙やホームページなどを活用することにより、情報提供と啓発活動に努めていきます。

「自立支援協議会」を中心とするネットワークのイメージ

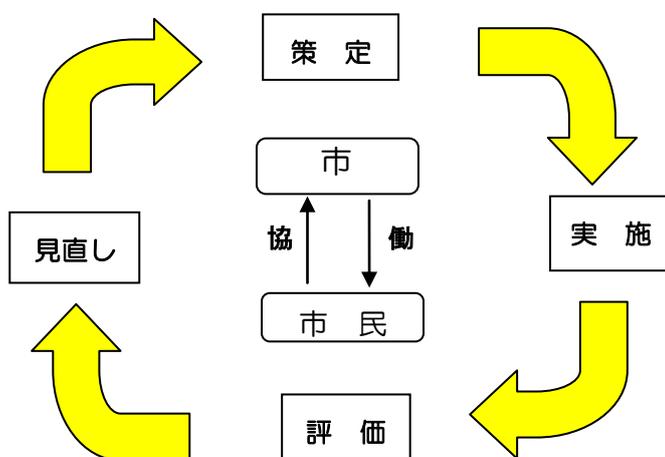


第2節 計画の進行管理

年度ごとに本計画の進捗や効果の評価を行うとともに、評価結果については「自立支援協議会」に報告し、意見を求めて必要な対策を講じることで、計画の着実な推進を目指します。

また、今後の社会情勢の変化や制度改正も含めた国・都の新たな施策の展開、市内での動向等に柔軟に対応し、必要に応じて見直していきます。

【計画の策定～見直しの流れ】



第6章 付 属 資 料

第1節 用語の解説（50音順）

ア行

◆SP（エスピー）コード

「バーコード」が縦の一方向に情報を持つのに対して、縦と横の2方向に情報を持っているのがSPコードで、情報密度が高く日本語の記録も可能である。専用のコード読み取り機を使い、記録されている情報を音声で聞くことができる。

カ行

◆緊急通報システム

居宅で緊急を要する事態に陥ったときに、簡単な操作で消防署等へ通報できるシステム。ひとり暮らしの重度身体障害者等や、ひとり暮らしの高齢者の世帯に端末機を設置している。

◆グループホーム、ケアホーム

病気や障害などで日常生活の自立に困難のある人たちが専門スタッフ等の援助を受けながら、少人数で共同生活をする形態。「グループホーム」は、利用者間の支え合いやスタッフの援助により生活自立力の維持・向上を目指す。「ケアホーム」は、より障害の重い人の介護等を行う。

◆権利擁護

知的障害・精神障害や認知症などのため、自らの権利やニーズを表明することが困難な人に代わってその権利やニーズ表明を行うこと。また、弱い立場にある人々の人権侵害（虐待や財産侵害など）が起きないようにすること。

◆高次脳機能障害

交通事故や脳血管疾患などによる脳損傷を原因とする、記憶・注意・思考・言語などの知的機能の障害。外見上は障害が目立たないため、周囲の人に理解されにくかったり、本人自身が障害を十分に認識できないこともある。

サ行

◆障害者基本法

昭和45年に制定された、障害のある人に対する支援等の施策や理念などに関する法律。障害のある人のための施策に関し、基本的理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにして、障害のある人のための施策の基本となる事項を定めることで、障害のある人のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障害のある人の自立と社会参加、経済、文化、その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的としたもの。

◆障害者支援費制度

それまでの「措置制度」（都や市町村が、サービスの内容・サービスを行う事業者や施設を決定していた）に代わり、平成 15 年 4 月から開始された障害者福祉サービス利用制度。障害のある人自身が、希望するサービス及びそれを提供する事業者や施設を選択し、契約を結んだ上でサービスを利用するもの。

◆障害者自立支援法

障害のある人の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者基本法の基本的理念に則り、それまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて提供されていた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度のもとで一元的に提供する仕組みを創設することとし、自立支援給付の対象者、内容、手続、地域生活支援事業、サービス整備のための計画の作成、費用の負担等を定めた法律で、平成 17 年 11 月に制定され、平成 18 年 4 月、10 月に施行された。

◆小規模作業所

障害のある人が通所し、作業訓練、社会生活への適応性を高めるための生活指導等を共同で行う場所。

◆自立支援医療制度

平成 18 年 4 月から、それまでの障害に関する公費負担医療をまとめる形で開始された制度で、「更生」、「育成」、「精神通院」の 3 種類がある。そのうち「精神通院」は、従前の「精神障害者通院医療費公費負担制度」を継承した制度。

◆成年後見制度

知的障害・精神障害や認知症などのため判断能力が不十分な人のために、裁判所の裁定に基づき「成年後見人」が契約や財産管理、身上監護などの法律行為全般を行い、社会制度の中で不利益を被らないように支援する制度。

夕行

◆地域生活支援事業

指定障害福祉サービス等とは別に、障害者自立支援法第 77、78 条の規定に基づいて市町村、都道府県が行う事業で、「必須事業」と「任意事業」を含む。

◆地域福祉計画

地域住民等の意見を十分に踏まえ、地域における福祉サービスの利用の促進、社会福祉事業の健全な発達、住民の地域福祉活動への参加促進を図るため、社会福祉法に基づき平成 15 年度から各区市町村が策定することとなった計画。

ナ行

◆ノーマライゼーション

「障害のある人や高齢者も、地域でごく普通の生活を営むことができ、差別されない社会をつくる」という理念。また、障害のある人の自己決定を最大限に尊重し、障害のために必要とする「特別なサービスを受ける権利」を持つことも同時に主張する思想。国際連合の障害のある人の権利宣言やそのほかの障害者福祉・教育の基本理念として世界的に認知され、その実現が目指されている。

ハ行

◆バリアフリー

「障害のある人が社会生活をしていく上で妨げとなる障壁(バリア *Barrier*)となるものを除去(フリー*Free*)する」という意味で、建物や道路などの段差等生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く、「社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去」という意味でも用いる。

◆福祉的就労

一般企業などでの就労が困難な障害のある人が、各種授産施設等で職業訓練等を受けながら作業を行うこと。

◆補装具

身体障害者の身体の一部の欠損又は機能の障害を補い、日常生活を容易にするために用いられるもので、義足、補聴器、車椅子などがある。

ヤ行

◆ユニバーサルデザイン

特定の年齢・性別・国籍・心身状態の人を対象とするのではなく、様々な違いを超えてすべての人のことを念頭に置いて考慮し、計画・設計することや、そのようにしたもの。

第2節 武蔵村山市地域福祉計画等策定懇談会

1 武蔵村山市地域福祉計画等策定懇談会設置要綱

〔平成22年3月3日〕
武蔵村山市
訓令（乙）第8号

（設置）

第1条 武蔵村山市における社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する市町村地域福祉計画及び障害者基本法（昭和45年法律第84号）第9条第3項に規定する市町村障害者計画（以下「地域福祉計画等」という。）を武蔵村山市の地域事情及び市民の意見を反映して策定するため、武蔵村山市地域福祉計画等策定懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 懇談会は、地域福祉計画等の原案について検討し、その結果を市長に報告する。

（組織）

第3条 懇談会は、次に掲げるところにより市長が委嘱する委員15人をもって組織する。

- | | |
|-----------------|----|
| (1) 学識経験者 | 1人 |
| (2) 地域福祉関係者 | 3人 |
| (3) 福祉・教育施設関係者 | 5人 |
| (4) 関係市民団体等の代表者 | 4人 |
| (5) 公募による市民 | 2人 |

（座長及び副座長）

第4条 懇談会に、座長及び副座長1人を置く。

- 2 座長は、前条第1号に掲げる者として委嘱された委員をもって充て、副座長は、委員の互選により選任する。
- 3 座長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 懇談会の会議は、座長が招集する。

2 懇談会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(任期)

第6条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事務の終了をもって満了する。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、健康福祉部地域福祉課及び同部障害福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 武蔵村山市地域福祉計画等策定懇談会委員名簿

	氏名	所属団体等	選出区分
座長	添田 正揮	日本社会事業大学 実習教育研究・研修センター 実習講師	学識経験者
副座長	荒井 一男	武蔵村山市民生児童委員協議会 会長	地域福祉関係者
委員	波多野 和夫	社会福祉法人武蔵村山市社会福祉協議会 理事・ 副会長	地域福祉関係者
委員	岡本 茂義	武蔵村山市社会福祉協議会ボランティアセンター センター長	地域福祉関係者
委員	栗原 康明	社会福祉法人村山福祉会 施設長	福祉・教育施設 関係者
委員	永井 眞	社会福祉法人あかつきコロニーあかつき作業所 施設長	福祉・教育施設 関係者
委員	椎木 俊秀	社会福祉法人鶴風会東京小児療育病院 病院長	福祉・教育施設 関係者
委員	菅原 幸次郎	社会福祉法人あすはの会福生第二学園 施設長	福祉・教育施設 関係者
委員	杉本 久吉	東京都立村山特別支援学校 学校長	福祉・教育施設 関係者
委員	浦川 哲男	武蔵村山市自治会連合会 会長（平成 22 年 5 月 27 日まで）	関係市民団体等 の代表者
委員	藤野 茂	武蔵村山市自治会連合会 副会長（平成 22 年 5 月 28 日から）	関係市民団体等 の代表者
委員	朝倉 國夫	社団法人武蔵村山市シルバー人材センター 理事	関係市民団体等 の代表者
委員	久保田 光雄	NPO法人シニアメイトサービス 理事 （久保田社会福祉士事務所）	関係市民団体等 の代表者
委員	見崎 洋一郎	むらやまアイの会 会長	関係市民団体等 の代表者
委員	小川 榮子	一般市民	公募による委員
委員	河野 俊子	一般市民	公募による委員

第3節 武蔵村山市地域福祉計画等策定委員会

1 武蔵村山市地域福祉計画等策定委員会設置要綱

平成22年2月25日
武蔵村山市
訓令（乙）第4号

（設置）

第1条 武蔵村山市における社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する市町村地域福祉計画及び障害者基本法（昭和45年法律第84号）第9条第3項に規定する市町村障害者計画（以下「地域福祉計画等」という。）を総合的かつ円滑に策定するため、武蔵村山市地域福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 委員会は、地域福祉計画等の原案を作成し、市長に報告する。

（組織）

第3条 委員会は、委員12人をもって組織する。

2 委員は、健康福祉部長、健康福祉部高齢・障害担当部長、企画財務部企画政策課長、同部財政課長、総務部防災安全課長、市民生活部地域振興課長、健康福祉部高齢福祉課長、同部子育て支援課長、同部生活福祉課長、同部健康推進課長、都市整備部都市計画課長、教育部教育総務課長の職にある者をもって充てる。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、それぞれ健康福祉部長の職にある委員及び健康福祉部高齢・障害担当部長の職にある委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(任期)

第6条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事務の終了をもって満了する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部地域福祉課及び同部障害福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

2 武蔵村山市地域福祉計画等策定委員会委員名簿

	氏名	職名
委員長	池亀 武夫	健康福祉部長
副委員長	小峯 邦明	健康福祉部高齢・障害担当部長
委員	比留間 毅浩	企画財務部企画政策課長
委員	下田 光男	企画財務部財政課長
委員	鈴木 廣	総務部防災安全課長 (平成 22 年 3 月 31 日まで)
委員	山田 義高	総務部防災安全課長 (平成 22 年 4 月 1 日から)
委員	川島 一利	市民生活部地域振興課長
委員	神子 武己	健康福祉部高齢福祉課長
委員	田代 篤	健康福祉部子育て支援課長 (平成 22 年 3 月 31 日まで)
委員	小林 真	健康福祉部子育て支援課長 (平成 22 年 4 月 1 日から)
委員	池谷 敏久	健康福祉部生活福祉課長
委員	木村 猛	健康福祉部健康推進課長 (平成 22 年 3 月 31 日まで)
委員	荻野 信一	健康福祉部健康推進課長 (平成 22 年 4 月 1 日から)
委員	石井 稔	都市整備部都市計画課長
委員	荒井 一浩	教育部教育総務課長

第4節 計画策定までの経過

年 月 日	事 項	内 容
平成 22 年 3 月 17 日	第 1 回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の性格と位置付けについて ・第三次地域福祉計画構成（案）について ・障害者福祉計画について ・今後のスケジュールについて
7 月 14 日	第 5 回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第 3 回策定懇談会における修正事項等の検討について ・第二次障害者計画の性格と位置付けについて ・第二次障害者計画構成（案）について
7 月 26 日	第 4 回 策定懇談会	<ul style="list-style-type: none"> ・第 3 回策定懇談会における修正事項等の検討について ・第二次障害者計画の性格と位置付けについて ・第二次障害者計画の素案の検討について
8 月 9 日	第 6 回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第二次障害者計画の素案の検討について
8 月 23 日	第 5 回 策定懇談会	<ul style="list-style-type: none"> ・第 4 回策定懇談会における修正事項等の検討について ・第二次障害者計画の素案（第 4 章）の検討について
9 月 6 日	第 7 回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第 5 回策定懇談会における修正事項等の検討について ・第二次障害者計画（第 1 章～第 5 章）の原案の検討について ・地域福祉計画（第 1 章～第 5 章）の原案の検討について
9 月 29 日	第 6 回 策定懇談会	・
月 日 ～月 日	計画案への市民意見の募集	
月 日	第 回	・について
月 日	第 回	・について

